

2024年度

第1回愛知県障害者施策審議会

会議録

2024年7月25日(木)

愛知県障害者施策審議会

2024年度 第1回愛知県障害者施策審議会 会議録

1 日時

2024年7月25日(木) 午前10時5分から午前11時40分まで

2 場所

愛知県白壁庁舎5階 県会議室

3 出席者

浅野委員、榎本委員、大瀧委員、柏倉委員、加藤委員、黒川委員、重松委員、鈴木委員、世良委員、高橋委員、辻委員、内藤委員、永田委員(会長)、中村委員、野々下委員、花島委員、古家委員、吉田委員

(事務局)

福祉局長 ほか

4 開会

障害福祉課 久野担当課長

皆様、お暑い中お待たせしており、大変申し訳ございません。

事務局の勝手際により、開催時間に遅れが生じ申し訳ございませんでした。只今から2024年度第1回愛知県障害者施策審議会を開催いたします。

私は障害福祉課担当課長の久野と申します。会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、開催にあたりまして、加藤福祉局長から御挨拶申し上げます。

5 局長挨拶

加藤福祉局長

みなさん、こんにちは。愛知県福祉局長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、「2024年度第1回愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

さて、この審議会は、障害者基本法に基づき、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議するため、都道府県に設置が義務づけられた審議会でございます。本日は、7月1日の委員改選後、初めての開催となります。

任期は2年間となっておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、次第にありますように、議題が会長の選任を含めて2件と、報告事項が2件ございます。議題のうち、あいち障害者福祉プランの進捗状況に関しましては、2021年3月の策定後、3年が経過したこれまでの取

組状況について、担当から説明させていただきますので、御審議をお願いいたします。また、報告事項では、先月発表したグループホームへの行政処分と利用者への支援について、ご報告させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜り、有意義な会議にさせていただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

6 出席者紹介

障害福祉課 久野担当課長

続きまして、出席者の皆様の御紹介でございます。本日は7月1日の委員改選後初めての審議会となりますので、新たに御就任いただきました10名の方を御紹介いたします。愛知県手をつなぐ育成会副会長の浅野宗夫様、愛知県精神障害者家族会連合会の大瀧英樹様、愛知県精神障害者家族会連合会会長の黒川修様、公募委員の世良清様、愛知県重症心身障害児(者)を守る会副会長の内藤志保様、愛知県聴覚障害者協会事務局長の中村貴恵様、愛知県セルフセンター副会長の野々下哲也様、愛知県自閉症協会・つばみの会副理事長の花島紀秀様です。

なお、本日は御欠席ですが、愛知県市長会理事で新城市長の下江洋行様、愛知県医師会理事の松浦誠司様にも、委員に御就任いただいております。

引き続き御就任いただいております方の御紹介につきましては、時間の都合もございますので、お手元の出席者名簿により紹介に代えさせていただきますと存じます。

7 定足数確認

障害福祉課 久野担当課長

次に、定足数の確認でございます。

本日は、委員数20名のうち、過半数以上の18名の方に御出席いただいておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により当審議会は有効に成立しております。

なお、本日の会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領第2条第1項ただし書きの要件にあたらなため、すべて公開としております。

8 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

障害福祉課 久野担当課長

資料並びに会議録は、後日、本県のウェブページで公開しますので、御承知おきください。

また、本日は傍聴の方が1名と、報道機関の方が1名いらっしゃいますので、御報告いたします。

ここで傍聴の方をお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いします。

9 資料確認等

障害福祉課 久野担当課長

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には事前にお送りしておりますが、次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、愛知県障害者施策審議会運営要領でございます。

続きまして資料でございますが、資料1、資料2、資料3、参考資料として「あいち障害者福祉プラン」の概要版でございます。なお、「あいち障害者福祉プラン」につきましては、本年3月に改訂しておりますので、本日、

追加の参考資料といたしまして、プラン改訂の概要版を机上配布しております。資料の不足等ございましたら、お申し出いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。また何かございましたら、事務局の方までお声掛けください。

また、本日の資料の他に、県の施策を紹介する一環として、人権問題に関する冊子「あいち人権推進プラン概要版」及び「人権啓発ガイドブック」を机上に配布させていただきました。

あいち人権推進プランは、人権尊重の社会づくりに関する本県の基本的な考え方や取組方針を示した指針としての性格と、本県が実施する推進施策を体系的に掲げる中期行動計画としての性格を合わせ持つものです。人権尊重の社会づくりを着実に推進していくためには、様々な地域社会の担い手の連携・協働した取組が重要となっておりますので、委員の皆様におかれましては、今後とも、人権尊重の視点に立った施策のより一層の推進に、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

10 Web会議に伴うお願い

障害福祉課 久野担当課長

それでは進行させていただきますが、ここで委員の皆様をお願いを申し上げます。

本日の会議は、対面及びオンラインでの開催としており、榎本委員、辻委員、古家委員がオンラインでの参加となっております。オンライン参加の委員の皆様におかれましては、スムーズな会議進行のため、事前にお配りしております「Web会議によるリモート開催における発言方法について」をお守りいただきますようお願いいたします。

11 手話通訳に伴うお願い

障害福祉課 久野担当課長

また、本日の会議は、手話通訳の方に御協力をいただきながら進行してまいりますので、委員の皆様におかれましては、発言の際にはマイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声で、お名前と御所属に続けて発言いただきますよう御協力をお願いいたします。

12 議題1 愛知県障害者施策審議会会長の選任について

障害福祉課 久野担当課長

それでは、議題1、愛知県障害者施策審議会会長の選任に移りたいと存じます。

障害者施策審議会の会長は、愛知県障害者施策審議会条例第3条により、委員の互選によって定めることとなっております。会長の選任について、どなたか御意見はございますでしょうか。

鈴木委員

はい。引き続き、名古屋大学副総長の永田委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 久野担当課長

只今、永田委員を会長に推薦する御意見がございましたが、皆様いかがでしょうか。

それでは、委員の皆様の総意ということで、会長は永田委員をお願いしたいと存じます。

永田委員は、会長席にお移りください。

それでは、この後の進行につきましては、永田会長をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

13 会長挨拶

永田会長

皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

引き続き会長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この会は、障害のある方々のために愛知県が立てる計画や実際に行っている事業が、今よりもっと良くなるようにするために各議題について審議をしていきます。

委員の皆様方は、日頃から、それぞれのお立場で愛知県の障害施策に携わっておられます。この会議を通じて障害施策をしっかりと検討し、さらによりよいものを提案していけたらと思っております。

さて、本日は、先ほど福祉局長の挨拶にもありましたとおり、この後は議題が1件、報告事項が2件ございます。対面及び一部Webによる開催となりますが、円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をお願いしたいと存じます。

委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思っております。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願いいたします。

14 専門部会委員及び部会長指名

永田会長

それでは、始めに専門部会の委員及び部会長の指名から入らせていただきたいと思います。

愛知県障害者施策審議会条例第6条により、審議会には専門部会を設置できるようになっており、同条第2項では会長が指名する委員及び専門委員をもって構成すること、同条第3号では専門部会に属する委員のうちから会長が部会長を指名することになっております。

専門部会委員として、浅野委員、柏倉委員、加藤委員、中村委員、花島委員、古家委員、以上の6名の皆様に指名させていただけたらと思っております。

また、部会長には、引き続き柏倉委員を指名させていただきますと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

15 議事録署名者指名

永田会長

続きまして、運営要領の第2条第5項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から本日の議事録署名者を指名したいと存じます。

今回は、黒川委員と内藤委員にお願いさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

16 連絡事項

永田会長

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、11時30分を予定しております。御協力をよろしくお願いいたします。

17 議題2 あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況について

永田会長

それでは議題の方に移らせていただきます。

議題の2番目「あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

障害福祉課地域生活支援グループの山本と申します。

3議題(2)の愛知障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況について、説明いたします。

失礼ですが、着座にて説明いたします。

まず、配付した資料のうち、参考資料の緑色の冊子をご覧ください。このあいち障害者福祉プランは、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画と、障害者総合支援法に基づく都道府県障害福祉計画、及び児童福祉法に基づく都道府県障害児福祉計画の3つの法定計画を、愛知県の一体的な総合計画として策定したものでございます。計画期間は2021年度から2026年度までの6年間となっております。

なお、この計画のうち、障害福祉計画及び障害児福祉計画に該当する部分は、国の指針に則して、計画期間が2021年度から2023年度までの3年間であったため、昨年度末にこの部分を、今年度から2026年度までの3か年計画へと一部改訂しております。

恐縮ですが、改定後の冊子は、現在、製本中でありまして本日お配りできませんでしたので、改定の概要版を机上に配付させていただきました。また、製本できましたらお配りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料1の1ページをご覧ください。(1)障害者計画に関する事項でございます。

表の一番左上の項目に、各施策分野を記載しております。それに対して、その右側に計画策定時の直近の県の現状値と、本計画の目標を示し、その右側に太枠で進捗状況などを示しております。

お時間の都合上、主な項目のみ説明いたします。

こちらの進捗状況の進捗率の欄をご覧くださいますと、すでに目標が達成とされている項目もいくつかございますが、中ほど上から5項目の成年後見制度利用促進にかかる市町村計画を策定している市町村の割合につきましては、目標100%に対して、54市町村中43市町村で計画を策定し、進捗率は79.6%となっております。

計画策定時と比較いたしますと、増加しておりますが、策定できていない市町村では、マンパワー不足ですとか、ノウハウがないといった、体制整備が不十分な状況があると考えられることから、市町村職員等を対象とした研修の開催や、制度周知等を通して意識向上を図るなど、引き続き支援を行うとともに、目標達成に向けた進捗管理を今後も続けてまいります。

また、一番下の障害者スポーツ参加促進事業の参加者数をご覧ください。

精神障害者の支援を行うスタッフの不足等のため、昨年度、ゲートボール大会の1競技が開催できなかったことなどによりまして、進捗率は63.4%となっておりますが、2026年のアジアパラ競技大会を始めとした、国際的なスポーツ大会の開催も迫っておりますので、引き続き、障害者への理解や、障害のある方の参加促進に努めてまいります。

次に、1枚おめくりください。2ページ目、(2)障害福祉計画に関する事項でございます。

表の一番左側の項目欄に対して、その右に、第6期計画の目標、進捗状況などの順に記載しております。

一番上にあります、1の①地域生活移行者数の増加の項目でございますが、目標であった 2019 年度末から 2023 年度末の 4 年の地域生活移行者数の 142 人の目標に対しまして、現状では累計で 116 人、進捗率 81.7%となっております。

右側の評価分析の中、参考と記載されている令和 6 年 3 月 31 日時点の施設入所者数の状況を見ていただきますと、昨年度末に入所されている方は、50 代以上の方ですとか、区分が 5、6 の方の割合が多くを占めている状況でございます。地域移行は難しい状況ではございますが、この前の第 5 期計画である 2016 年度末から 2020 年度末までの 4 年間では、移行者数 88 名、進捗率 49.7%であった実績を踏まえまして、着実に地域移行が推し進められている状況と考えております。

このため、一番右の「今後の取り組み方策」の欄の通り、受け皿となるグループホームの整備・運営支援により、住まいの場及び支援の質の確保や、グループホームの世話人の確保等に引き続き取り組んでいくとともに、県のプランの目標として、今後も位置づけることにより、さらなる推進を図りたいと考えております。

続きまして、1 枚おめくりいただき、3 ページをご覧ください。(3) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項でございます。

一番左上の事業名及びその右側の指標に対して、2021 年度から 2023 年度までの 3 年間の見込と実績等を併記しております。上から、発達障害者支援センター運営事業ですとか、その下、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業などの指標については、概ね見込み通りの実績を上げているところでございます。

続きまして 1 枚おめくりいただき、4 ページでございます。

こちらは障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績として、2021 年度から 2023 年度の 3 年間の推移を比較できるよう、表にまとめたものでございます。

時間の都合で、さらに続きまして、1 枚おめくりいただき、5 ページになりますが、こちらは大変恐縮ですが、表題「(参考) 2023 年度障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績」ということで表記が 2022 年度となっておりますが、誤植でございます。大変申し訳ございません。

こちらにつきましては、身体、知的、精神などの障害別の内訳と、それから前年度 2022 年度との比較がわかるよう表にまとめたものでございます。各項目、昨年度より、全般的に増加している傾向でございました。

続きまして、次の 6 ページをご覧ください。

6 ページは圏域別の主な障害福祉サービス等の見込量と実績ということで、圏域別に内訳がわかるように表にまとめたものでございます。

最後になりますが、1 枚おめくりいただきまして、7 ページでございますが、これは障害福祉サービス等以外の見込量に対する実績の表となっております。2021 年度から 2023 年度までの 3 年間の推移を記載しておりますけれども、概ね実績としては増加している傾向でございます。

簡単ではありますが、説明は以上です。

永田会長

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明に関して、御質問・御意見があればお願いできればと思っております。委員の皆様、いかがでしょうか。

では、重松委員よろしくお願いたします。

重松委員

愛知県難病団体連合会の重松と申します。よろしくお願いたします。

質問なのですが、資料 1 の 5 ページ、「障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績（詳細）」ですかね、その前と 23 年度の分が大きくなっているんですが、この訪問系サービスに関して、支給決定量と実績の間のこの差の原因は、どのように考えられていらっしゃるのでしょうか。

永田会長

事務局の方からご説明いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

はい。支給決定量に関しましては、今回の調査で初めて、県から市町村に照会をして取りまとめた項目の結果でございます。一部市町村担当者に聞いてみたところ、訪問系のサービスでは、特に障害者の方々が緊急時にそういう訪問サービスを受けられるように、各市町村では、実態として実際に使う量よりも比較的多い量の決定をする事例が多いという状況だということをおっしゃってありました。

ただし、これは一部市町村の御意見ですので、今後この差について、もう少し具体的な調査や内容がわかるように、今後県としても注視をして調べていきたいと思っております。

重松委員

はい。愛知県難病団体連合会の重松でございます。

この支給決定量が緊急時のために、多めに支給決定をされていらっしゃるという市町村さんからの御回答というご説明が今ありましたけれども、緊急時にサービスを提供できるような提供体制が整えられているのかどうか、このことが、すでに普通に、サービスを提供されているので、いっぱいいっぱいの場合であれば、緊急時に多めに支給決定されていたとしても、それが提供できるような提供体制が整えられていないという可能性はあると思いますし、この訪問系サービスの担い手不足ということは、皆様ご存じだと思いますので、この緊急時というようなことは、ちょっと私どもが把握しているような状況ではサービス提供可能とはとても思えないと思いますので、そこはきちっと県の方でも、この中身を検討していただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

永田会長

貴重な御意見ありがとうございました。緊急時、とても大事なことになってきますので、具体的に市町村の方にまた調査を行っていただいて、より具体的に何が課題になっているのかを明らかにいただければと思います。

では黒川委員、続けましてお願いいたします。

黒川委員

愛知県精神障害者家族会連合会の黒川でございます。

お配りいただきました、県の障害者福祉プランの 12 ページをご覧いただきたいと思います。ここに、障害福祉サービス等以外の見込量と確保策というふうに載っております。

私は、精神障害の代表として参っておりますので、精神に関する話をお聞きしたいと思っております。

5 番目に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をなさいよと言うことは久しく言われております。具体的に、この精神にも対応した地域包括ケアシステムがどのように進んでいるのかということを一つは教えて欲しいと。

私が身近に聞いている事例では、各市町村の自立協の委員あるいは審議会の委員になっているあるいは当事者連絡会の委員に入っているということをもって、この精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討が進んでいるというような回答が、会員の中から寄せられております。

私たちのこの文章のこの通達のこの文章の理解は、障害特性に応じた、地域包括ケアシステムの構築をするんだ、そのために、わざわざ精神にもという言葉が入ったんだと、私どもこういうふう理解をいたしております。

つきましては、精神障害の特性に合わせて、いろいろな施策が打ち出されております。それは、障害者団体の一員として大変感謝いたしております。

しかしながら、精神の特性に合わせて施策というのが、相対的に非常に少ないっていいですか、見当たらないっていいですかね、具体的な政策の中に、ただいまの説明の中にもございました。見つけるのは大変だと、というような感じを受けます。

ということで、各市町村に対する、この精神に特化したいいわゆる会議、連絡会議、検討会議を設置するようにぜひ促して欲しいと、各市町村から、参加している会員からのお声によりますと、要するに精神は、多種多様であり、具体的に、その目に見えるような形に、障害特性を統合することが、地域の自治体としては非常に難しいと。

だから、こういう形で、精神にも対応した、簡単にも包括と私達はこう呼ばせていただいておりますけど、にも包括に対応した検討会を設置するのは難しいという、ほとんどの市町村で回答があります。

一方で、県との懇談会においては、ほとんどの市町村で、協議の場を設置しているという回答があります。私の出身市でも同じような回答をしてるというようなことでございます。

ただし、私自身といたしましても、そういう場としては非常にほど遠い、精神のせの字も出てこないというような感じでございます。ぜひ、各市町村に向けてですね、県の方から、一層の強い通達を出していただくなり、内容を充実して向上を迫っていただきたいと、これが 1 点でございます。

永田会長

まずは 1 点目、県の方からの回答とさせていただきますというふうに思います。

障害者福祉プランの方では、精神障害にも対応して地域包括ケアシステムの構築は、1 の 2 ページ目です、そこにはどう病院から地域に戻すかというところの数値目標であり、また、3 ページ目ですかね、1 の 3 の真ん中あたりに精神障害者地域精神保健福祉推進協議会は 11 圏域ということで目標が 100%と、いうふうな形の記載で今回進捗状況を提示されていますが、今の黒川委員の発言は、圏域ではそういった取り組みが始まってるけど市町村レベルでは十分できていないのではないかとということと、対応した後、地域の中でどう包括的にというところが、もっと後押しを行っていただく必要があるのではないかと御意見だったかというふうに理解しております。

こちらの方、県としての今後の施策のことについて何か、ご説明がありましたらよろしく願いいたします。

こころの健康推進室 精神グループ 安藤課長補佐

こころの健康推進室の安藤と申します。

まずは会議の設置状況ですが、圏域及び市町村ごとに協議の場を設置するというところを行ってございまして、ただこちらについては、他の会議をもって兼ねることは可能ということになっておりますので、こちらをにも包括専任の会議の場ということではございませんが、各圏域、市町村において、検討の会議が行われているものです。

また、にも包括ということで、精神障害の方を包括した地域での支援が必要になってくるかと思えますけれども、地域の福祉従事者、保健所職員、その他医療機関の方たちを対象としまして、支援が適切にできるよう、人材の研修によるフォローを行っております。以上です。

永田会長

ありがとうございました。今後、先ほど黒川委員の話でありましたように、精神障害といってもいろんな状態等の違いがありますので、より理解を地域の方で進めていただき、施策についてまた検討を進めていただければと思います。

では黒川委員、2点目をよろしく願います。

黒川委員

はい、2点目はですね、地域移行については配布資料の2ページのところでご説明ありましたように、以前の88名の47%に対しては、大幅に81%という形で改善したということで、地域移行が着実に進んでいることは、大変うれしく思います。

その中の、受け入れ先、そして、右側の説明の中にもありますように、1つはグループホームで、1つはやはり自宅に帰るとというのが、この精神の分野では非常に多いということです。

その中の1つに、やはり精神の特性に合わせた、精神障害の特性に合わせた、グループホームの仕組みがなっていないのではないかと、というような発言が昨日の自立協の本会議の方で、当事者から質問が出ておりました。その回答はですね、大変その通りだと、当事者の意見を積極的に取り入れて、反映させていただきたいという趣旨のご説明がありました。

私はですね、その答弁はそれで結構なんですけれども、具体的にいつまで、どのような仕組みの中に当事者の意見を反映させるのか、いうことを教えていただきたいと思えます。このグループホームは受け皿として非常に重要なものがございますし、精神にとっても、生活リズムを確立する上で大変重要な問題でございますので、ぜひ御回答をお願いしたいと思えます。以上です。

永田会長

ありがとうございました。地域移行支援ということは、ここだけではなくて自立支援の方でもうご検討いただいていることかと思えますけれども、こちらについて、どういったことが予定されてるかとか今現段階で回答できることがありましたら、よろしく願います。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

はい、地域生活支援グループ山本です。

グループホームにおける、精神障害者の特性に合わせた仕組みについてということで、具体的なお話というふうな御質問でございますが、県としましてはグループホーム自体は、社会福祉法人をはじめ、民間の事業者の方々が実際には運営をしているところでございますので、そうしたグループホームの運営者、経営者、実際に携わる世話人とか、サビ管などに対しまして、その質の向上を図るために、グループホームに対する相談会ですとか研修会等を実施いたしまして、精神障害だけでなく、様々な障害特性に応じた、グループホームの運営及び質が向上できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

永田会長

はい、御回答ありがとうございました。今後ご家族や当事者の方の意見も反映した形で、より施策を進めていただく形でご検討いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは内藤委員、よろしく願いいたします。

内藤委員

重症心身障害児者を守る会の内藤です。はじめまして、よろしく願いいたします。

重心の方では保護者なんですけど、短期入所の方がとっても大きくて、在宅で障害の重い子供たち、大人の方たちと一緒に暮らしているんですけど、レスパイトだったり、休息できる場が短期入所なんですけど、この実績を見ますと、前年比よりは100%以上超えて増えているということなんですけど、見込みに対しては福祉型短期入所4000に対して実績が3700で、実際実績の方が少ないんですけど、ニーズはもっともって多くて、本当にお困りの状況なのに全然予約が取れないよっていうところは、ちょっと認識しておいていただきたいです。

数字だけではなかなかかわからないと思うんですけど、ここはすごく困っていらっしゃるの、に見込みに対して少ないというのは、実際見込み以上にニーズは確実にあるんですけど、その辺の原因とかは、何か県の方で感じてらっしゃる部分があれば教えていただきたいです。

もう1点すみません。重心なので、身体も知的も両方手帳を持っている方が多いんですけど、どのようにカウントしたら身体・知的というふうに数が分かれていくのか、重症心身障害の方はどのようにカウントされていくのかちょっと教えていただきたいです。お願いいたします。

永田会長

今ご指摘いただいた数値があるのは、5ページ目ですね。

内藤委員

はい、そうです。

永田会長

ありがとうございます。今ご指摘ありましたように、ニーズはあるんだけどなかなか利用できる状況じゃないために数値的には超えてはいるんだけど、十分このニーズを満たしてないんじゃないかということと、数値の算出についての御質問だったかと思えます。

こちら事務局の方から御回答いただいてもよろしいでしょうか。

障害福祉課医療療育支援室 重症心身障害児者支援グループ 都室長補佐

事務局医療療育支援室からお答えいたします。ありがとうございます。

短期入所の件につきましては、ニーズに対して、なかなか十分なサービスが行き渡っていないという現状につきまして、私どもも課題と認識しているところでございます。

原因の1つとしましては、やっぱり施設側のマンパワー不足っていうところはあるかなと考えております。

なかなか難しい課題ではございますけれども、特に県立の重心施設においては、適正な運営管理を図って、皆様のご要望にお答えしてまいりたいと考えております。

それから、重心児者の方々のとらえ方としましては、今内藤委員からおっしゃられた通り、手帳で基本的には考えておまして、療育手帳と身体障害者手帳で、基本的には一・二級の方、どちらもお持ちの方を重心児者

の方として、私どもとらえております。それが目安としての考え方でございます。以上でございます。

内藤委員

すみません。そうすると、身体と知的両方にカウントされていくという感じですか。

障害福祉課医療療育支援室 重症心身障害児者支援グループ 都室長補佐

重心児者の方ですね。

内藤委員

そうです。両方からカウントされていくのか、どちらが優先されてカウントされてるかということです。

障害福祉課医療療育支援室 重症心身障害児者支援グループ 都室長補佐

失礼いたしました、ありがとうございます。両方でカウントしております。

内藤委員

ありがとうございます。マンパワー不足とか本当人材の方、施設だけではなくて本当に県の方から、就職フェアですとかでしっかりバックアップしていただかないと施設側も本当に困っているし、家族も困っているところなので、しっかり就職フェアとかで人材が確保できるように本当にお願いしたいところです。ありがとうございます。

永田会長

身体・知的それぞれにカウントされているが重心として見えるようにして欲しいという要望ではないですか。

内藤委員

本当は、他の圏域のところでは違う分類されてるところもあったので、重症心身障害というふうカウントしてるところもあったので、ちょっと私も今回初めてこの会議参加してるので、愛知県はこういうふうにやられているんだなあと。

だけど、これは重症心身障害の方がどのくらいいるのかっていうことは見えない障害種別のカウントの仕方であるというところはちょっと認識していただいて、またちょっと今後検討していただきたいところだと思います。

永田会長

ありがとうございました。医療ケア児の移行の問題もあったりして重度心身障害児がどのくらいサービスが遅れてという、その数値を見える化していくかっていうことが、施策をより進める上で後押しになるかもしれませんので、その辺りまたご検討いただければと思いますし、できるだけ地域に近いところで、レスパイトはともご家族が生活するにあたってとても大事なこともなってきますので、今言っていたような人材の確保に向けて県として後押しできることがあれば積極的に進めていただければと思います。

それでは、野下委員よろしく願いいたします。

野々下委員

すみませんちょっとマイクが横にあったもんですから、ちょっと時間もあるでしょうから。

本来ですと、私は愛知県セルフセンターの野々下といいまして、就労系のA型B型なんかを得意とするというかそういった議論に口を出すところなんですけど、従来から質問があった重松さんのお話は特に県の職員の皆様に本当に危機感を持った方がいいかなと思うんですけど。

というのは、就労系で事業を閉鎖しているところが一体この5年間ぐらいでどれだけあるかなってのを調べていったところ、ホームページで出てるんですけども、名古屋市以外の県内の話になるんですけども、ちょっと面白い数字が出ていまして、令和3年でいくと69、これ名古屋市が多分入ってないんですね。

69の事業所は何らか廃止をしていて、就労系が14か所なんですけど、居宅訪問同行援護あたりが55事業が閉鎖していて、令和4年は52か所閉鎖していて、就労系12か所、訪問、居宅系が40か所とかですね、令和5年でも47か所ぐらいが閉鎖していったらいいですね。

令和6年もまだ2ヶ月しかたっていないんですけども、11の事業所が閉鎖していています。

その中で、緊急性もくそもないような状態(平常)で、ヘルパーさんがいない制度設計もままならない中で事業が成り立たないってことは、在宅の支援を受けたい障害お持ちの方たちがいてどうしていくのだろうというところの危機感は、ものすごく持った方がいいかなというふうに思います。

それと、黒川委員のお話にあった、グループホームの拡大はもちろんしていただきたいんですけども、要はその世話人の手当が多分大変になってくるので、そこらもあわせてご検討いただければというふうに思いました。以上です。

永田会長

はい、貴重な御意見ありがとうございました。事業所が閉鎖されるということは、担い手がやはり少なくなるという状況ですので、また県の方でも、今ご指摘のあった状況を把握していただいて、どういう状況にあるのかということについても、またご報告いただけると、この中でも議論できるところにあるかと思っておりますのでよろしくお願いたします。

では中村委員、よろしくお願いたします。

中村委員

初めて参加をさせていただきます。愛知県聴覚障害者協会の中村です。

2つお願いします。1つは質問です。2つ目は意見です。

1つ目は、確認をさせていただきたいです。あいち障害者福祉プラン2021-2026概要の13ページの4番目の3です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣という項目があります。

愛知県聴覚障害者協会は、この養成・派遣だけではなく、設置通訳も含めての活動をしています。市町村において、行政、特に福祉課の業務の中に、手話通訳者を設置するということですが、設置されている市町村も週に1回だけだったり、2時間だけだったりというように設置方法がまちまちです。

行政として、市民生活に対するサポートという役割を大きく持っていると思いますが、私たち聴覚障害者が困ることは、まず役場に行って相談したい、そのようなときに手話のできる方がいないということで、そうなること必ず設置通訳が必要になります。私たちとしては常に、いつでも好きな時間に役場に行けるわけではなく、設置通訳者がいるということで情報保障があることから安心して行くことができます。設置通訳は市町村の責務ではありますが、県としてもサポートをしていただきたいです。きちんと正社員として設置をしてもらえると、聴覚障害者に関する施策等に関わる会議に出席し、設置通訳者が意見を述べられるようになるので、県としてもいろいろ御指導を考えていただきたいと思っています。県として、市町村の設置通訳の状況は把握されているでしょうか、教えていただきたいです。

2 つ目は、今年の 4 月から、障害者差別解消法の改正がありました。民間の事業者にも義務ということが法律に載りました。法律は障害者がきちんと社会参加し、自立ができるようにということで考えられたと思います。

私たち聴覚障害者としては、この法律が逆に首を絞められている状況があります。理由は、法律が改正される前から一緒になんですけれども、例えば仕事をするときに、役割や肩書きが必要ですね。自分のレベルアップをするために仕事をしていて、給料を上げてもらって生活をしていく、そのための、いろんな立場のための資格を取りたいということで、手話通訳をお願いしたいという断られるケースがあります。1 つの例でいうと、資格を取る講座を受けるということで聾の人がヘルパーの資格を取るための講座に申し込みました。通訳派遣は、すべて主催者がやるということで認めてもらいましたが、途中からお金がかかるということになって、全体の講座が 10 回ぐらいの中で、通訳者が 2 人、計算すると 30 万ぐらいになるという積算になり、その時に半分は主催者が負担しなさい、半分は自己負担でやりなさいというような問題が起きました。手話通訳派遣というのは、私たちろう者の権利です。半額の 15 万を自腹を切るというのは、どうしても許しがたい部分があります。この改正がされて間もない今、このような問題が起こってくると、今後、どんな問題が起きてくるかわからない状況がありますので、通訳派遣に関わる内容について、もっと県として市町村の状況を確認していただいて、御検討いただきたいと思います。長くなり申し訳ありません。以上です。

永田会長

ありがとうございました。愛知県手話言語コミュニケーション条例を作っていただいて、企業等に関しましても、そういったことを専門部会の方でも検討いただいているところかというふうに思いますが、まだまだ十分ではないのが現状かなと、お話を伺いながらそう思って聞かせていただきました。

実際、養成事業はプランの中で数値も出ておりますが、かなり受講者の数も達成率が低いという数値も出ておりますので、そのことも含めて県としてどう進めていくかということかと思っております。

続いて設置の現状についても確認させていただきたいというような御意見でした。

こちらについて事務局の方から御回答いただけますと幸いです。

障害福祉課 社会参加推進グループ 野村主査

障害福祉課の野村と申します。

質問と御意見ということでしたが、御意見の方から先にお答えさせていただきたいと思います。

まず 1 点目としまして、市町村の手話通訳者の設置状況の把握をしているかという御質問でございましたけれども、こちらの方につきましては毎年県の方から市町村に対して照会を行っておりまして、その結果を市町村にも還元するというような形で情報の把握をしているところでございます。

それから 2 点目、合理的配慮の關係の御意見をいただきました。今年度から法律の改正によって、民間の事業者についても、合理的配慮の提供が、努力義務から義務になったというところで、これまでと取り扱いが変わってきているというところでございますけれども、これまで、例えばその市町村の方で対応をしていた部分について、これからは一義的には事業所の方で対応を図るところではあるんですけれども、こちらについてはあくまで合理的配慮ということで、負担が過重でない範囲内で提供をするということになりますので、例えばその事業所の方で負担が過重であるというときに、事業所の方で負いきれない部分について、これまで市町村が対応していた部分の対応がなくなるというものではございませんので、まずはその事業所の方に話をさせていただいて、対話をさせていただくということが一番始めではあるんですけれども、それが難しい場合には、市町村派遣も含めて御相談をいただくということで、やっていく必要があるのではないかと考えて

おります。

市町村ごとの手話通訳者の設置状況ですけれども、こちらにつきましては、その地域ごとに、利用する方の利用ニーズであるとか、市町村の人材の確保の状況といったようなところを含めて地域の状況に応じて市町村の方で配置をしているというところであります。

県の方で毎年、市町村を集めて設置手話通訳者の会議を開催しておりますので、そういったところで情報共有を図りながら通訳者の設置についても働きかけをしていきたいと考えております。

永田会長

ありがとうございました。おそらく企業の方も、どういうふうにそういった市町村のものが利用できるのかということが分からない、手話が必要な方も知らない、なかなかそういった活用ができないということがありますので、そういった情報にアクセスできるようなことも、県の方で考えていただけるとありがたいかなというふうに思いながらお話を伺わせていただきました。

おそらくまだまだ御意見があるかと思えますけれども、この後報告事項も予定をされておりますので、辻委員で最後の御質問を受けるという形にさせていただければと思います。

では、辻委員よろしく願いいたします。

辻委員

ありがとうございます。愛知障害フォーラムの辻です。

2点あります。まず1点目です。この後の報告事項とも関連するのですが、資料1の1ページの一番上の共同生活援助サービス見込量、あいち障害者福祉プラン概要版11ページに関連するものです。

2020年の東浦町で発生したグループホーム職員から利用者への虐待傷害致死事件、ちょうど明日で事件発生から8年が経過します相模原障害者殺傷事件、そして今回の株式会社恵による、食材料費の過大請求による必要な栄養摂取ができない、という身体的虐待及び経済的虐待。共通していえるのは、複数の意思表示が困難な障害者を閉鎖的な場所で発生したことと言えます。

このような事件の再発を防ぐためには、実地指導を頻繁に行い、外部からの目を入れるぐらいしか残っていないのでしょうか。

私はグループホームを否定するつもりはないのですが、県の障害者の地域支援、地域移行先が、余りにもグループホームの整備に偏ってしまったのも、原因があるのではないかと考えております。

地域移行、地域生活ができるようアパートでヘルパー制度を活用した一人暮らし、その生活が楽しいと思える体験の場の充実などといった、多様な基盤整備が必要と考えます。愛知県のお考えを、お聞かせください。

2点目です。資料1、1ページ3行目の障害者差別解消法関連です。

昨日ニュースで、旧優生保護法による被害者から指摘を受け、岸田総理は、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた、対策推進本部を立ち上げ、障害者に対する偏見や差別をなくすことを目的とする施策の充実を図るため、来週29日に初会合を開くと明らかにしました。

愛知県においても障害者差別解消推進条例に基づき、障害福祉課に相談窓口が設置されています。

しかし、この窓口連絡してこられる方は、よほど状況を把握し、論理的に発言ができるほんの一部の方で、多くの障害者の方は諦めや泣き寝入りをされている方が多いのではないのでしょうか。

こういったある意味待ちの姿勢ではなく、差別相談センター等の専門部署を立ち上げ、積極的に出向き、差別実態の把握、個別事案の解決、解決のための政策立案ができる攻めの差別解消姿勢を見いださないと、先ほどの恵の利用者の方、このような方は一生虐げられてしまうと思うのですが、いかがでしょうか。愛知県

の考えをお聞かせください。以上です。

永田会長

はい。今2点、重要なお指摘をいただきました。ある意味では目が入りにくいところで、声が上げにくい障害の方たちが結果的にはいろんな被害に遭うことが起こりうるという意味で言うと、積極的に県側からの政策も必要ではないかということに関連しての2点の御意見だったかと思います。

こちらについて、県の方でお答えいただけるようでしたらよろしく願いいたします。

障害福祉課 地域生活支援グループ 山本課長補佐

はい。地域生活支援グループの山本です。

1点目の障害者の方の地域生活移行に関わります御質問でございます。

施設入所者の地域生活移行先としてグループホームだけでなく、ご自宅で生活したいという、そういう希望のある方については、県としても、ぜひ地域生活移行できるように支援してまいりたいと考えておりまして、今年度からですね、障害者総合支援法が一部改正されまして、そういう地域移行希望者に対する体験の場というのが市町村の事業、つまり地域生活支援拠点等で行うというふうになりました。

県としましては、そうした市町村が実施します地域生活支援拠点等の機能に関して、引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

永田会長

2点目に関してはどうでしょうか。今のは1点目の御回答だったかと思いますがけれども。

よろしく願います。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

はい。事務局から失礼いたします。障害福祉課業務調整グループの木村と申します。よろしく願いいたします。

2点目の差別解消に関する点の御意見についてです。

愛知県では障害福祉課の中で、相談窓口となりますセンターの方を設置して、対応させていただいているところでございます。

ただいま委員様からお指摘のありました通り、こちらの方から例えば出向いていたり、困りごとがないですかと言うような体制を今までは取ってきたことはございません。代わりに、市町村、または当事者の方から相談を受けているというのが現状でございます。

今御意見をいただいたことも参考にさせていただいて、まずは一番身近な市町村の方々の方に、なかなか県までは相談しにくいという方もですね、市町村の方には相談をされていたりするかとは思いますが、そういったところから声を拾っていけるような体制を、市町村の方々を含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

永田会長

ありがとうございました。市町村レベルでもなかなか相談に行くということがハードルが高いということも十分ありますので、市町村の方にも今こういった御意見をお伝えさせていただいて、より体制を整えていただけるとありがたいかなというふうに思っております。

おそらくまだ意見がございますかと思えますけれども、事務局の方にもこの後、またじっくり見ていただいたところでの御意見を寄せていただき、それをもとにまた検討いただくという形にさせていただければというふうに思っております。

この後報告事項がありますので移らせていただければと思えますが、これだけは言っておきたいということがあれば最後と思えますが。

では柏倉委員、お願いします。

柏倉委員

これは質問ではないんですけど、私も専門部会をやる中で感じているのは、法律が改正されて、合理的配慮を進めるというのも結構なだけども、費用の出所がないんですよね。

民間事業者だとかが、例えば講演会をやったときの手話通訳に払う費用、規模が小さいところはなかなかその出所がなく、結局、今、中村委員がおっしゃったように、自分で払えみたいなことになってしまっていて、これというのは実は私は国の委員もやっているんですけど、合理的配慮に伴う独自事業というのを自治体が積極的に進めるべきだということを、国も言っていて、例えば静岡県だとかはそういった手話通訳の費用を県レベルでの講演会等は県が負担しています。それから、調べていただくと分かりますけど、市町村においても独自にそういった障害福祉関係の講演ですとか研修については、費用負担を行っているというところもあります。これは独自事業ということで一覧表も載っています。今日も当事者の方がたくさんいらっしゃるの、各自治体の担当者にそういった申し出をして、予算がないといって断られた場合には、次年度の予算化を促すというようなことで、これは合理的配慮を法改正で実際に担保するための負担として、障害者の権利を守るために重要であるということを理解してもらって、そういう動きをしていく必要があるし、県としてもそういう働きかけをやっていかないと、予算がないということでお任せということではこれは進まないことなので、国、自治体を挙げてこの法律の改正に取り組むという趣旨をぜひ反映して取り組んでいただきたいと思えます。以上です。

永田会長

はい、貴重な御意見ありがとうございました。どういうことが可能かということを知らないとなかなか動けないところがありますので、そういった他県だとかの状況も踏まえて、市町村の方にも情報提供いただき、また、当事者の方もそういった動きができるように検討いただければというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

18 報告事項1 第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と令和5年度の達成状況について

永田会長

それでは、続きまして報告事項の方に移らせていただければというふうに思います。

第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標と、令和5年度の達成状況について、事務局より説明の方お願いいたします。

教育委員会特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

県教育委員会特別支援教育課 振興・就学グループの西澤と申します。

資料の2、右肩に書かれているもの、2枚ございますので、ご準備をお願いします。資料の2です。

日頃は、本課の事業に対しましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

それでは着座にて説明させていただきます。報告事項 1 です。

令和 6 年 3 月末で、計画期間の 5 カ年を満了しました第 2 期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について、抜粋して説明をさせていただきます。

左側 1、幼稚園保育所等、小中学校、高等学校について、1 の(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上をご覧ください。

通常の学級に在籍する支援指導を必要とする幼児、児童生徒の作成率は 60%程度です。今後は、県教育委員会が発行しておりますガイドブックやリーフレット等を活用し、作成や引き継ぎに関する保護者の理解を得ることができるよう促してまいります。

右側 3 番、(1) 小中学校への特別支援学級の設置についてです。

設置学級数は小学校も中学校も年々増加をしております。特別な支援を必要とする児童生徒本人、保護者等の意見を踏まえて、障害者に応じた支援指導を行って、教育的ニーズにこたえられるよう、今後も特別支援学級の適切な設置を進めてまいります。

教育委員会特別支援教育課 指導グループ 山田課長補佐

次に、2 ページ目の 2、特別支援学校の実施状況について、特別支援教育課指導グループの山田から説明させていただきます。着座にて失礼します。

1 の医療的ケアの充実についてです。各学校における医療的ケアを必要とする児童生徒数の増加とともに医療的ケアの内容についても、複雑化、多様化、高度化をしております。適切な医療的ケアが実施できるよう、看護師の増員を図っております。

2 の教員の専門性の向上についてです。特別支援学校教諭等、免許状の保有率 100%に向け、免許状未保有の教員すべてに対し、取得に向けた計画を提出させ、県の認定講習や大学の公開講座などを受講して、早期に免許状を取得するよう強く指導するとともに、引き続き愛知教育大学をはじめ、県内の大学に現職教員に対する公開講座の拡充を要請するなど、速やかな免許状取得に向けた環境づくりに努めております。

右側の 3 です。令和 6 年 4 月に、岡崎特別支援学校が安全対策や学習環境の改善を図るために本宿町から美合町に移転、開校をしております。

4 卒業後の就労支援の実施状況についてになります。平成 27 年から配置をしております就労アドバイザーにつきましては、令和 4 年に 1 名増員し、5 名の配置となり、新たな実習先、就労先の開拓、企業等とのよりよい連携のあり方について取り組んでおります。

また、知的障害特別支援学校の就労支援の充実を図るために進めていた、知的障害特別支援学校高等部への職業コースにつきまして、令和 4 年度に開校しましたにしてお特別支援学校も含めて、知的障害特別支援学校の高等部において設置が完了し、職業教育の充実を図っております。

最後に、冒頭でもお話ししましたが、第 2 期愛知県特別支援教育推進計画の計画期間が満了したことから、令和 6 年 2 月に、特別支援教育の新たな指針となる第三期愛知県特別支援教育推進計画、あいちつながりプラン 2028 を策定いたしました。第三期推進計画では、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応を基本的な考えとして取り組みを進めてまいります。

今後、本推進計画に基づき、愛知県の特別支援教育の一層の充実に向けて、着実に取り組んでまいります。よろしくお願いたします。説明は以上です。

永田会長

ご説明ありがとうございました。個別支援教育計画なども含めて随分進んできている一方で、その先にどうつなげていくかというところだったり、保有率の低さというのは、この 10 年は確かほとんど変わってないのではないかというふうに思ってる部分もありながら資料を見せていただきました。

お時間のこともあるので、お 1 人か 2 人ぐらいの御意見かと思いますが、では高橋委員よろしく願いいたします。

高橋委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の高橋です。

資料 2 のですね、1 枚目の方から 2 つ、質問をさせていただきたいと思います。

資料 2 の 1 ページの右側の 2、教員の専門性の向上、(2) のところ、今会長からもお話がありましたが、免許状保有率の向上というところですね。全国平均が 31% のところ、愛知県は 25.9%、昨年度が 26.4% ということで、かなり低い状況が続いています。この低い理由というのは、何か県として把握されていれば、ちょっと理由を聞かせていただきたいと思います。

2 点目につきまして、同じ 1 ページの右側下の方の教育諸条件の整備というところなんですけど、特別支援学級とか、指導教室の設置というのがありますが、設備の面、エレベーターの設置だったりとか、トイレの設置、バリアフリーの環境づくりについては、どのようになっているのかっていうのを、聞かせていただきたいです。なかなかエレベーターの設置が進んでいないというところで、私どもの団体でも、常にお話をさせていただいてるんですけど、一向に進まないのが現状です。計画予定等があれば教えていただきたいです。以上です。

永田会長

ありがとうございました。保有率は 10 年ぐらいあまり変わってないんじゃないかというふうに私も思っておりますので、何かその原因だったり、先ほど支援学校の方は愛教大と連携してというお話もありましたけれども、こちらについてとハード面の整備について御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

教育委員会特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

はい。まず、免許状の保有率がなかなか上がっていかないということなんですけれども、現在小学校、中学校においては、小学校の免許があれば、特別支援学級の担任もできる。中学校の免許があれば、特別支援学級の担任ができる、というような形になっておりますので、必須ではないというところが非常に大きい問題かなと思います。

ただし、専門性を向上されたい、免許取りたいと思われてる先生方いらっしゃいますので、県としては免許法認定講習、通常ですと 2 年かかって取れるものなんですけども、1 年で取れるようにカリキュラムを組み直して、人数はわずかなのですが、そういったことも行って免許の取得を促しております。

続いて、小中学校の方は教育諸条件の整備ということで、こちら小中学校にちょっと限定して答えますと、設置者の方については小中学校ですので市町村立ということで市町村の方で行っています。エレベーターの設置等も県内各地で進んでいるかと思えます。

県においては、高等学校と県立特別支援学校の方が担当ということで、私どもの方でもその必要性については十分認識をしておりますので、今後関係課と連携をとりながら、設置の拡大へ進めていきたいと思っております。

永田会長

ありがとうございました。小中学校は市町村ということにはなりますが、県から調査していただくことでうちの市町村がどのぐらい進んでるかということではちょっと危機感を持っていただいて対応できるところもあるかと思しますので、また状況の把握をお願いできればというふうに思っております。

それではよろしかったでしょうか。

では最後、内藤委員よろしくお願いたします。

内藤委員

内藤です。インクルーシブ教育の推進計画が今まではなかったということなんですかね、すいませんよく聞き取れなかったんですけど。

教育委員会特別支援教育課 振興・就学グループ 西澤主査

はい。第2期の計画では、共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実ということで書いており、理念的なものは多分同じようなものかと思うのですが、文部科学省もインクルーシブ教育システムを進めていくということを大臣も答弁してますので、今回の計画で明文化させていただいたということでございます。

内藤委員

子供の少子化なんですけど、特別支援学校が増えることは遠方に通い、近くに学校ができるということで、子供の負担軽減で学校の拠点が増えることはいいことなんですけど、支援学校が増えることで、地域の学校に通えなくて支援学校の方に押し出されている子たち、本来であれば、インクルーシブ教育であれば支援学校があっても支援学校が支援学級をバックアップしながら、地域の学校の方に障害のある、ご支援が必要な子たちがもっと入るようになっていくのかなっていうところをもっと見ていきたいんですけど、この特別支援教育推進計画では、そういったところは全然見えてこないの、今までこの10年20年どう取り組んできたのか、この10年、ここから先どういうふうに、インクルーシブ教育を具体的に目に見えるように進めていくのか、学校ができたとかそれだけではなくて、もう子供に対して障害のある子たちが地域の中で分け隔てなく、教育できるようになっていくかっていうことがもっと見えるようにしていかないと進んでいかないのかなと思しました。

永田会長

貴重な御意見ありがとうございました。特別支援に関しては特別支援学校の役割として地域の学校の支援ということが明確化されているという形で実際はやられてると思うんですが、それが今回こういうふうな数字出たときにわかりにくいところがあるかと思しますので、その辺り見える化していただくと、より地域の中でどのぐらい子供たちが支援学校の支援を受けながらやれてるかということが1つの指標になってくるかと思しますので、またご検討いただければと思います。

19 報告事項2 株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所の行政処分について

永田会長

ではもう1点報告事項がありますので、そちらの方に進めさせていただければと思います。

株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所の行政処分について、事業所の方から説明の方よろしくお願いたします。

障害福祉課 坂上課長

はい。障害福祉課長の坂上です。

私から報告事項(2)株式会社恵の運営する障害福祉サービス事業所への行政処分について報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

株式会社恵は、東京に本社を置き、グループホームなどを全国で運営しております。県内には、27 のグループホーム、うち県所管は 13 となっております。

一昨年、2022 年 5 月に岡崎市が行ったグループホームへの実地指導において、食材料費の過大徴収が確認されたとの情報提供が、本県にございまして、その後、県、名古屋市、中核市で連携をいたしまして、食材料費の過大徴収や報酬の不正請求の調査を進め、先月 6 月 26 日に、県、政令中核市でそれぞれ所管する全グループホームに対して、行政処分を行いました。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。県内における株式会社恵が運営するグループホームへの行政処分の内容をまとめております。県が所管するグループホーム、ふわふわ幸田については、障害者総合支援法で最も重い行政処分となる取り消しとしております。他の県所管の 12 事業所については、一部効力停止、具体的には、3 ヶ月から 12 ヶ月、新規利用者の受け入れ停止としております。その他、政令中核市が所管する事業所における処分内容も、以下の通りです。名古屋市所管では、4 事業所が取り消しとなっております。

指定取り消し及び同日で国が決定した、いわゆる連座制の適用によりまして、株式会社恵が運営する事業所は、今後順次運営ができなくなります。

これを受けまして、本県では、2 ページにございます通り、同日付で各市町村に通知を發出いたしました。その中で、利用者の意向を丁寧に把握し、必要なサービスに適切につなげるよう要請しております。

また、続いて 3 ページをご覧ください。通常、グループホームの利用者が転居を希望する場合の転居先の調整は、現在利用しているグループホームにおいて行われます。1 の部分ですね、また、個々の利用者について、障害福祉サービスの支給決定を行っている市町村においても、相談支援事業所など関係機関と連携して、転居に向けた支援を行います。2 の部分になります。本県では、これに加えて、太い四角で囲ってある部分ですが、県が圏域ごとに設置している地域アドバイザーによりまして、市町村などが行う転居調整を支援する体制を整備しております。

また、県内のグループホームの空き状況を調査し、一覧表を作成し、転居を希望する利用者が、行き先を検討する際の参考となるよう、市町村などの支援関係者に配布いたしました。

さらに、障害の程度が重く、転居先がなかなか見つからない方については、春日井市内にある県の医療療育総合センターでの受け入れも検討しております。

県としましては、行政処分や事業者の都合で、利用者の方が行き場を失うようなことはあってはならないと考えており、転居を希望する方には、適切な事業所を紹介できるよう、また、現在の住居に引き続き住み続けることを希望する方には、安心して住み続けていただけるように、支援に万全を期してまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

永田会長

ありがとうございました。全国の中で事業所がかなり多い会社がこのような対応になってるということになります。現在決まっている県の対応の方針について、ご説明をいただきました。

時間が来ているので、お 1 人か 2 人御意見があればと思います。

では花島委員よろしく願いいたします。

花島委員

生活の場が地域移行することを目標として評価しているところですが、地域移行が達成したってという評価の方に繋がるグループホームで今回、不正に絡んで虐待が起きていたということです。

お金の使途に不正があったという理由で処分が下ったとのこと。低栄養の利用者が出ていて、虐待にあたる等の利用者目線での理由では処分されていないのです。経理上では合法的と認められている他のグループホームでも、体重がどんどん落ちていっている人がいるところがあって、親が見かねて自宅へ戻した例がありますが、そういうのは、行政指導はなされていない。障害者のために、地域移行が重要だっていう歴史的流れに伴って、地域移行者数っていうのを目標に掲げるっていうのはよいのですが、本来の目的は、生活の安定度と満足度はずですから、地域移行したけれど、入所施設へ戻りたいと思っている場合とか、地域移行したその生活の満足度みたいなのは、この数字から見えてこないのも、何か違う評価方法とか、目標設定が必要だと思います。

グループホームの課題として、入所施設は先輩とかと作業や支援を一緒にするので、人材が現場で育てやすい一方、グループホームは、作業や支援を1人でやることが多いので、人材育成という意味で不利であり、グループホーム事業ばかりの事業所は、人材育成が難しいともいわれています。そういうことも踏まえて、評価していく方法を考えていければと思っています。よろしくお願いします。

永田会長

ありがとうございました。栄養のこともありますし、多分経済的な虐待に当たるということも多分今回原因だったのではないかというふうに思いますが、これだけ地域移行が進んだときに、これからはやっぱり質をどうしていくということがとても大事なことになっていくかというふうに思います。数だけではなくその内容をどう見していくのかということは、また検討課題として今後も引き続き検討いただければと思いますし、また委員の先生方からも御意見として挙げていただければ、またこちらの方に進むことができるのではないかというふうに思います。

この件につきましては、また今後の状況をこの委員会の方でもご報告いただき、共有させていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

まだまだ多分御意見等あるかというふうに思いますが、すでに予定の時間も超過しておりますので、このあたりでこちらの方については、締めさせていただきます。

事務局におきましては、今日出ました御意見御質問をもとに、障害者支援施策の一層の推進を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

20 その他

永田会長

では次第のその他ですが、委員の方から何かありますでしょうか。

中村委員よろしくお願いいたします。

中村委員

はい。愛知県聴覚障害者協会の中村と申します。

その他の時間を作っていただいております。お知らせしたいことがあります。優生保護法の裁

判は皆さんご存じかと思えます。愛知県では、名古屋市で裁判を起こしました。7月の2日、3日かと思えますが、国が最高裁判所において、勝訴することができました。その後、岸田首相からお詫びがございました。

今度8月の2日ですが、法務大臣から被害者に対するお詫びという機会が設けられました。

優生保護法は、障害者差別という考え方のもとになった法律です。優生思想というものが、元になっていいます。その法律を作った国の責任は非常に重いものがあります。

ですから、国だけではなく、愛知県の責任も非常に重いと考えています。ですので、優生保護法は何なのか、学習会、支援をする会で開催いたします。日にちが7月の31日と8月の2日、両日開催されます。皆さん、お時間を作っていただいて、ぜひ参加していただきたいと思っています。チラシを持っていましたので、詳しいことはそのチラシをご覧ください。以上です。

永田会長

それでは事務局の方からよろしくお願いいたします。

障害福祉課 業務・調整グループ 木村課長補佐

はい。事務局から報告でございます。

本審議会は、年度内3回、今まで開催をしておりました。昨年度は、あいち障害者福祉プランの改定などございまして、年度途中で本審議会にお諮りをしていたところでございます。

今年度、この第1回の開催に合わせてですね、関係機関に第2回12月開催で審議会にお諮りする議題を確認したところ、照会時点では該当がありませんでした。

つきましては、今年度の本審議会のスケジュールは、第2回を令和7年3月に開催する見込みとなっておりますので、各委員の皆様方にご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

永田会長

ありがとうございました。事務局から今年度のスケジュールについてご報告がありました。

これまで3回行っておりましたが、議題の予定がないということで、今回は、令和7年3月の開催の見込みということになっております。

以上で本日の次第による予定はすべて終了しました。お時間が予定時間をすぎているかと思えますので、大変申し訳ございません。

それでは事務局の方にお返しさせていただきます。

21 閉会

障害福祉課 坂上課長

すみません。本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議をいただきましてありがとうございました。

本日いただきました多くの貴重な御意見、ご提言につきましては、しっかりと事務局で検討を行いまして、今後の施策に反映させていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上で、2024年度第1回愛知県障害者施策審議会を終了した。